

長期保証セレクトティブキット (SK)

アクシデント・ダメージ・プロテクション版

ご利用の手引き

～お客さまへのお願い～

本冊子をよくお読みのうえ、本サービスをご利用ください。本サービスをご利用いただくには、本冊子表紙に記載の「サービスシリアルN○」が必要となりますので、紛失および破棄しないようご注意ください。

はじめに

このたびは、NECパーソナルコンピュータ株式会社（以下「当社」といいます。）の長期保証セレクトティブキット（SK）の追加メニューであるアクシデント・ダメージ・プロテクション版（以下「本追加サービス」といいます。）をお買い上げいただきまして、誠にありがとうございます。本冊子には、サービスの内容、条件、および本サービスの利用手順等を記載していますので、本追加サービスご利用の前に必ずお読みいただきますようお願い申し上げます。なお、本追加サービスの最新の適用条件等については、日本電気株式会社が提供するホームページ（以下「NECホームページ」といいます。）に掲載しているビジネスPC関連情報をご確認ください。

「NECビジネスPCサイト」 <http://jpn.nec.com/products/bizpc/>

本追加サービスを受ける前に

・ご利用の際に

本追加サービスをご利用いただく際には、本冊子表紙に記載の「サービスシリアルNo」が必要となります。万が一、「サービスシリアルNo」を紛失等された場合、再発行はできませんので、本追加サービスを受けることができなくなります。本冊子は大切に保管していただきますようお願いいたします。

<サービスご利用、お問い合わせについて>

本追加サービスをご利用いただく場合は、本追加サービス専用の受付センター（以下「サービス問合せセンター」といいます。）にて電話、電子メール、またはFAXで承っております。ただし、お問い合わせは電話、電子メールのみとさせていただきます。サービスご利用、お問い合わせの際は「サービスシリアルNo」（9桁）が必要です。あらかじめご準備のうえ、ご利用、お問い合わせをお願いします。ご不明な場合は、ご対応できない場合がございます。なお、本追加サービス単体でのご利用はできません。また、本追加サービスのご登録可能な対象製品は、長期保証セレクトティブキット(SK)基本メニューのご登録済み製品となります。

【サービス問合せセンター】

電話：（ご購入頂いた冊子をご覧ください。）

電子メールアドレス：STC@necp.co.jp FAX：0276-38-3103（通信料有料）

受付時間：月～金 9:00～18:00（土日・祝日および当社指定日を除く）

※番号をよくお確認のうえ、おかけください。

※電子メールおよびFAXは365日24時間（当社システムメンテナンス日を除く）受信可能です。

本追加サービスの受付手続きや引き取り手配は当社受付時間内に行います。あらかじめご了承ください。

※ご利用の際は電子メールおよびFAXで対応させていただきますが、電話などFAX以外の方法でご回答させていただく場合もあり、ご回答方法のご指定は承りかねますので、あらかじめご了承ください。

【注意事項】

- * 1：本追加サービスの購入およびご登録は、対象機器の出荷から3ヶ月以内の機種に限らせていただきます。
- * 2：本追加サービスをご利用いただくためにはサービス問合せセンターへのユーザ登録をしていただく必要がございます。そこで、本冊子がお客さまのお手元に届きしだい、1ヶ月以内にご登録をお願いします。万が一、ユーザ登録が確認できない場合は本サービスをご利用できない場合がございます。
- * 3：追加メニューの購入ライセンス数・年数は、基本メニューと同等ライセンス数・年数、もしくはそれ以下のライセンス数・年数をご購入いただく必要があります。
- * 4：本追加サービス、1ライセンスにつきサービスを受けられる当社製本体機器の台数は1台とします。

本追加サービスご利用規約

長期保証セレクトィブキット(SK) アクシデント・ダメージ・プロテクション サービス規約 (2～5年)

第1条 (定義)

1. お客様がNECパーソナルコンピュータ株式会社(以下「当社」といいます。)へユーザ登録申請されたお客様の保有機器に対して、以下に定める内容および条件で、2～5年間の保証規定外で発生した災害や不慮の事故による故障の費用を保証限度額まで補填するサービス(以下「本追加サービス」といいます。)をお客様に提供いたします。なお、破損または損傷の状態により修理困難であると当社が判断した場合、引取修理にかえて当社が指定する機種(修理限度額と同等価格品)と交換いたします。
2. 「対象機器」とは、日本国内に設置された当社製パーソナルコンピュータ[Mate、VersaPro]とし、その詳細はNECホームページの <http://jpn.nec.com/products/bizpc/> を参照願います。

第2条 (本追加サービスの適用条件)

1. 本規約に定める適用条件(登録可能な対象機器、適用範囲、サービス適用開始日)は、長期保証セレクトィブキット(SK)基本メニュー規約に準じます。ただし、追加メニュー固有の内容については、本規約に定めます。
2. 本追加サービス提供期間
お客様の登録申請日にかかわらず、登録申請いただいた当社製パーソナルコンピュータ本体の保証開始日からご購入されたセレクトィブキットの年数(2年間/3年間/4年間/5年間)を加算した日までです。
※保証開始日からご登録までの経過期間は本サービス提供期間から差し引かれますのでご承知ください。
3. なお、本追加サービスの適用条件にご了承いただけない場合、お客様は本追加サービスを利用しないことに同意したと見なします。
4. 破損または損傷の状態により修理困難で、引取修理にかえて当社が指定する機種と交換した場合、本追加サービスは期間内であっても終了しますので、あらかじめご了承ください。

第3条 (本追加サービスの特別保証条件)

- 1) 全ての補償適用修理に対して、免責5,000円
- 2) 縮小てん補率80%
- 3) 修理限度額はパーソナルコンピュータ版は90,000円、タブレット版は70,000円

<保証限度額>

	補償年度別				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
修理限度額	90,000円の100% 但し、免責5,000円、 縮小てん補率が 適用される。	90,000円の82% 但し、免責5,000円、 縮小てん補率が 適用される。	90,000円の64% 但し、免責5,000円、 縮小てん補率が 適用される。	90,000円の50% 但し、免責5,000円、 縮小てん補率が 適用される。	90,000円の36% 但し、免責5,000円、 縮小てん補率が 適用される。
免責	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
縮小てん補率	80%	80%	80%	80%	80%

	補償年度別				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
修理限度額 (タブレット版)	70,000円の100% 但し、免責5,000円、 縮小てん補率が 適用される。	70,000円の82% 但し、免責5,000円、 縮小てん補率が 適用される。	70,000円の64% 但し、免責5,000円、 縮小てん補率が 適用される。	70,000円の50% 但し、免責5,000円、 縮小てん補率が 適用される。	70,000円の36% 但し、免責5,000円、 縮小てん補率が 適用される。
免責	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
縮小てん補率	80%	80%	80%	80%	80%

例1) アクシデント・ダメージ・プロテクション(パーソナルコンピュータ版) 購入2年目で修理費80,000円の事故が発生。
お客様負担額: 80,000円 - {80,000円 × 82% (2年目乗率) - 5,000円 (免責)} × 80% (縮小てん補率) = 31,520円

例2) アクシデント・ダメージ・プロテクション(タブレット版) 購入1年目で修理費80,000円の事故が発生。
お客様負担額: 80,000円 - {70,000円 (上限が70,000円) × 100% (1年目乗率) - 5,000円 (免責)} × 80% (縮小てん補率) = 28,000円

第4条（登録方法）

- 1) 長期保証セレクトティブキット(SK)基本メニューサービス規約約款「第5条（登録方法）」に準じます。
- 2) 本追加サービスのお申し込みは、本追加サービス専用の受付センター（以下「サービス問合せセンター」といいます。）にて電子メール、またはFAXで承っております。なお、本追加サービスだけの登録申請をお受けすることはできません。長期保証セレクトティブキット(SK)の基本メニューと同時に登録願います。
- 3) 本追加サービスのみ後からご購入された場合、すでに基本メニューをご登録いただいておりますので、登録済み基本メニューの「サービスシリアルNo」（9桁）と本追加サービスの「サービスシリアルNo」（9桁）をご登録願います。当社で追加サービスと基本メニューサービスとのひも付けを行います。

第5条（本追加サービスの対象事象）

- ・天災による機器の破損、損傷
- ・洪水・暴風・台風・土砂崩れ・雪害・雷によるもの。ただし、地震・噴火に起因するものは除外されます。
- ・取扱い不注意による機器の破損、損傷
- ・落下や水こぼしなどによる急激かつ偶然な外因の事故によるハードウェア障害または損害
- ・争議・爆発・火災によるもの。ただし、火災の場合は消防署発行の被災証明書が必要です。なお、火災などによる消失により現物が確認できない場合は除外されます。

第6条（本追加サービスの対象外の事象）

- ・故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
 - ・被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
 - ・風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みや雨漏り等による損害
 - ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
 - ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物、放射線照射または放射能汚染によって生じた損害
 - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
 - ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
 - ・対象機器の欠陥、摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐食によって生じた損害
 - ・紛失または置き忘れによって生じた損害
 - ・外来の事故に直接起因しない対象機器の電氣的事故または機械的事故によって生じた損害
 - ・対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
 - ・詐欺または横領によって生じた損害
 - ・かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げ等対象機器の機能に直接関係のない外形上の損傷
 - ・本追加サービス購入者が、単独または第三者と共謀して行った盗取その他の不誠実行為によって生じた損害
 - ・日本国外で生じた事故による損害
 - ・対象機器の設置場所を変更した後に生じた場合
 - ・対象機器を売却または譲渡した後に生じた場合
 - ・本サービス購入者の他の保険契約等で補償される損害
- ※上記以外にも本サービス適用外の場合があります。

第7条（修理申込み連絡先）

- 1) 長期保証セレクトティブキット(SK)基本メニューサービス規約約款「第6条（修理申込み連絡先）」に準じます。

第8条（引取サービスの諸条件）

- 1) 長期保証セレクトティブキット(SK)基本メニューサービス規約約款「第7条（引取サービスの諸条件）」に準じます。
- 2) 本追加サービスも引取サービスと同時に申し込みいただく場合、修理チェックシートに必要事項をご記入のうえ、対象機器に添付していただきます。